

第2章 後期プラン策定の背景と現状

1. 国内外の動き

日本の男女共同参画は、国際的な女性の地位向上の動きと連動して推進され、世界会議の決定事項の取り入れや国内施策の推進に資するため、様々な取組が進められてきました。

国際連合は、昭和 50（1975）年、国際婦人年世界会議において、国内、国際両面における行動指針として「世界行動計画」を採択し、「国連婦人の 10 年」を定めました。

昭和 55（1980）年の「国連婦人の 10 年」中間年世界会議においては、女子差別撤廃条約の署名式が行われ、日本においても 5 年後の昭和 60（1985）年に、国内法制等の諸条件を整備し、批准に至っています。

平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会」においては、平成 7（1995）年に第 4 回世界会議で採択された「北京宣言と行動綱領」から 20 年を契機に、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って定められた女性の地位向上のための国際的基準である行動綱領について、世界的な評価が行われています。

日本においては、平成 11 年 6 月 23 日に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、国や都道府県、地方公共団体の責務や男女共同参画基本計画の策定等が明記されました。

これに基づき、福岡県においても、平成 13 年に、「福岡県男女共同参画推進条例」を、また、他の自治体においても次々と同様の条例が公布されました。

平成 13 年に公布された「配偶者暴力防止法」では、地方公共団体にも基本計画の策定に努めるよう規定されたことから、福岡県や自治体ごとに個別の推進計画が策定され、取組が推進されています。

また、平成 28 年には、「女性活躍推進法」が全面施行され、国、地方公共団体及び労働者が 301 人以上の民間事業主に行動計画の策定が義務づけられ、採用や登用に具体的指標を定めることによって働く場面における女性の活躍推進が一層図られることとなりました。そして、女性の活躍推進には、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行等の変革という視点のもと、全国的に取組が推進され始めています。

現在では、国においては「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）を、福岡県においては「第 4 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、平成 32 年度までの見通しを立て、施策の基本的な方向や具体的な取組を定めています。

※男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行のこと。女性活躍推進のためにも国の第 4 次男女共同参画計画において変革を強調している。

2. 太宰府市の現状

太宰府市においても国内外の動向を踏まえ、「太宰府市女性行動計画」を策定し、この計画を引き継ぎつつ男女共同参画の施策を本格的に進めるため、平成15年に「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定しました。

同時に本市の男女共同参画の推進を強化するための体制として、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し、進捗状況の検証を行ってまいりました。

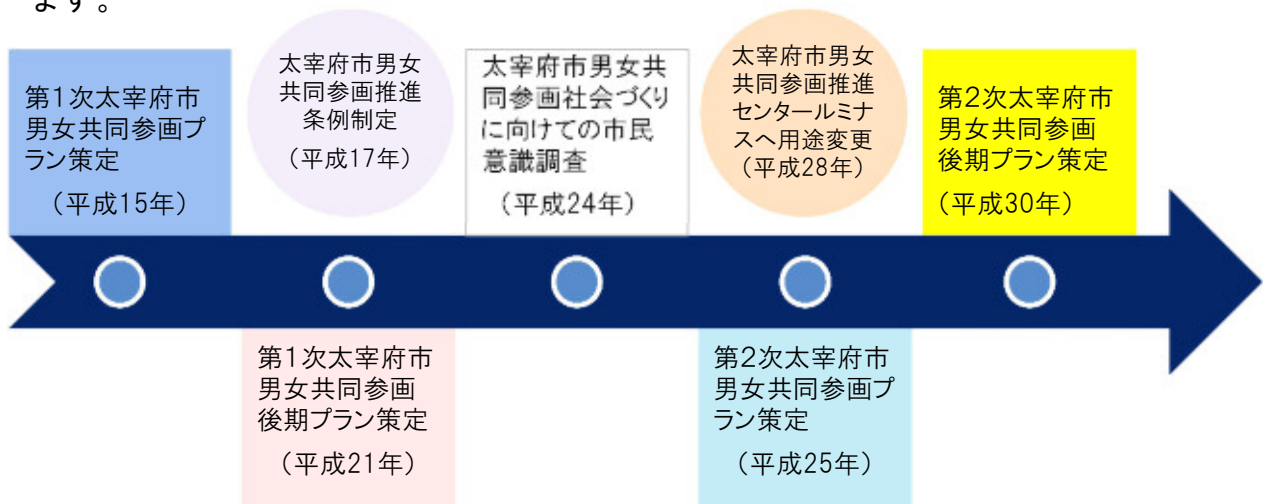
この進捗状況は、毎年、市の附属機関である「太宰府市男女共同参画審議会」に報告を行い、市民への公表を行っているところです。

第2次プランの策定の際には、「太宰府市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施し、過去10年間の市民意識の変化を検証し、平成29年度の目標を立て取組を行ってきたところです。

平成17年には、「太宰府市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「太宰府市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念と、市・市民・事業者等それぞれの責務を定め、男女共同参画社会を推進することを目的としており、本市の男女共同参画社会の形成に向けた基盤となるものです。

また、拠点施設の整備では、平成28年から女性センタールミナス（働く婦人の家）を男女共同参画推進センターとして用途を変更し、これまでの女性の就業支援も含めた新たな男女共同参画推進の拠点施設として運営しています。

そして、男女の人権の尊重、特に女性に対する暴力の防止の観点から、配偶者等からの暴力防止に対する取組を継続して行ってきました。筑紫地区で共同委託をしている「ちくし女性ホットライン」の継続や、セーフティネットを拡充するために平成29年度からルミナスにDV相談室を設けています。



※DV

ドメスティック・バイオレンスの略。ここでは配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力のことをいう。

※ちくし女性ホットライン

筑紫地区で共同委託している女性相談事業。

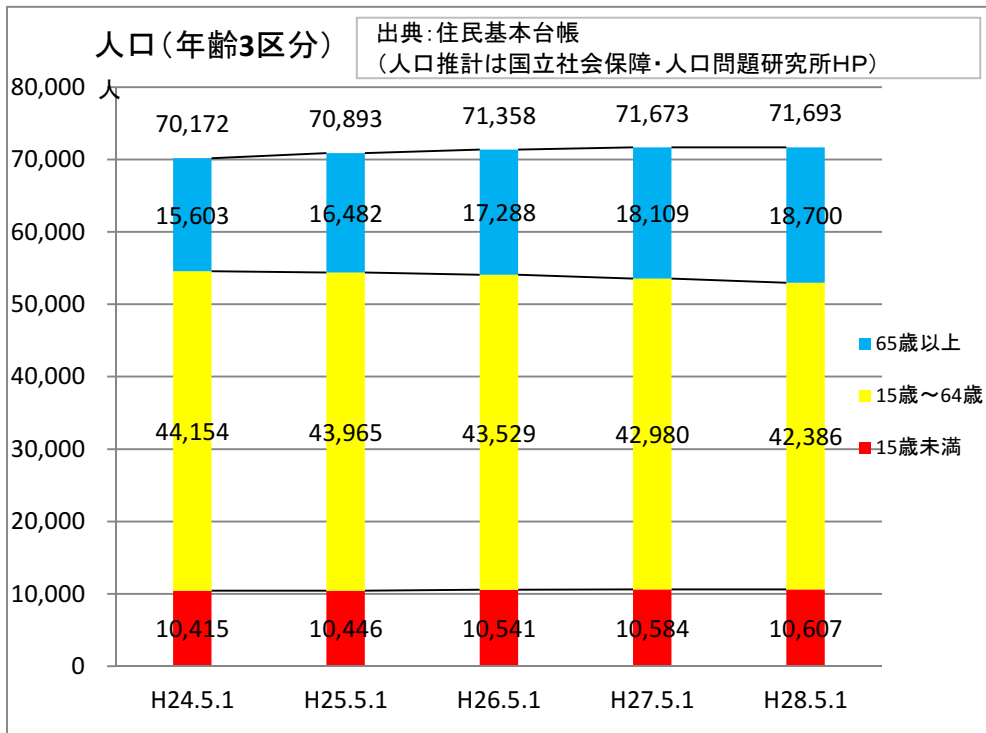
●まちのデータ

ここでは、太宰府市の男女共同参画を考える上での参考として、近年の人口の推移など市の基本データを表しています。

(基本データは、「マホロバ太宰府Date 太宰府データ集」・「太宰府市の概要」・その他所管課調べより。)

【太宰府市の人口の推移】

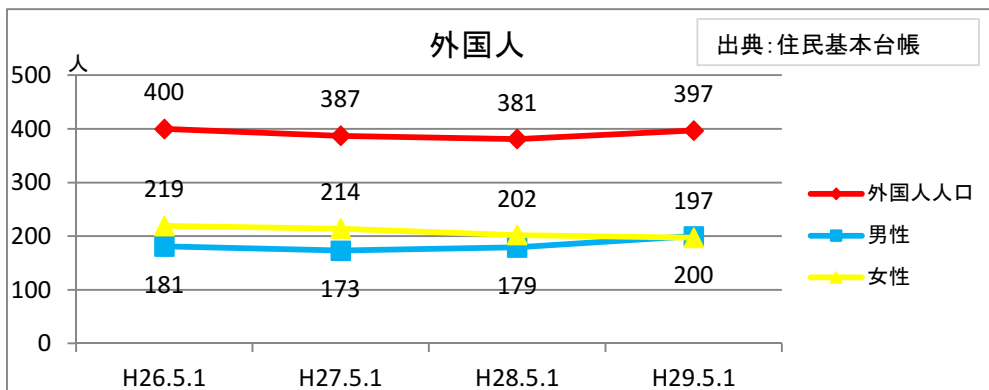
太宰府市の人口は7万1千人台で推移し、15歳から64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加しています。



	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
女性	37,134	37,368	37,358	37,360
男性	33,989	34,188	34,206	34,299

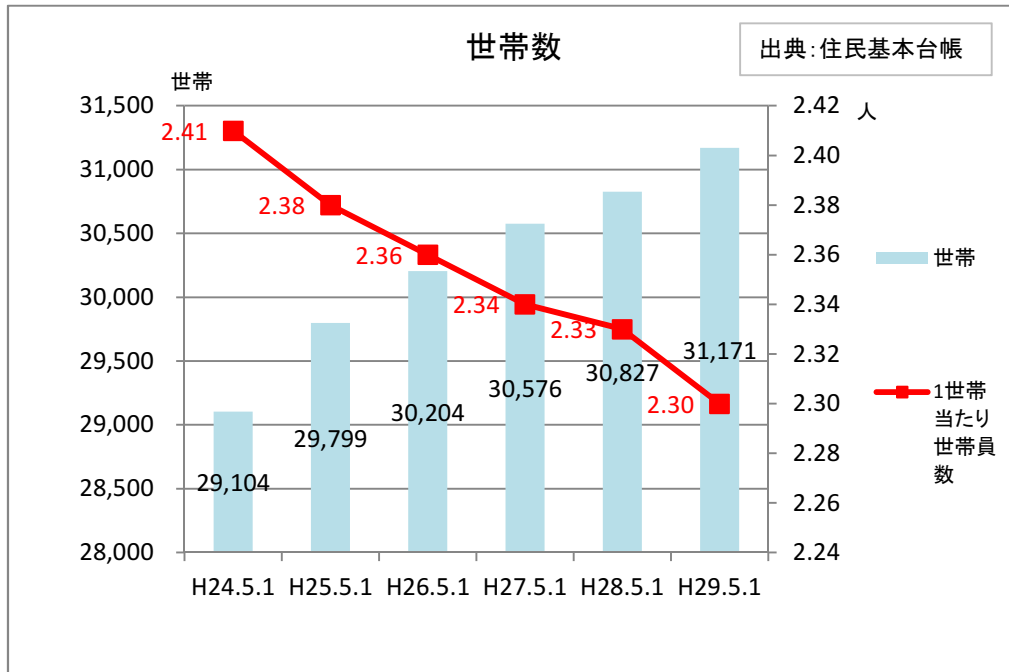
【在住外国人の推移】

在住外国人の割合は、人口全体の約0.5%にあたります。



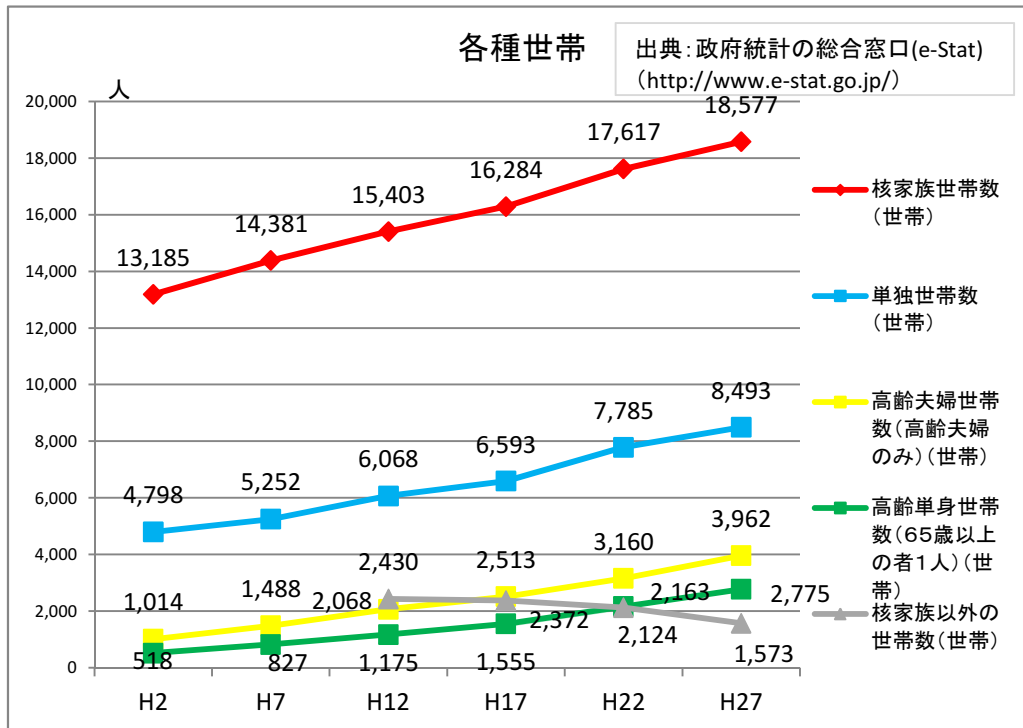
【太宰府市の世帯の推移】

世帯数は年々増加傾向にあります、一世帯当たりの世帯員数は減少しています。



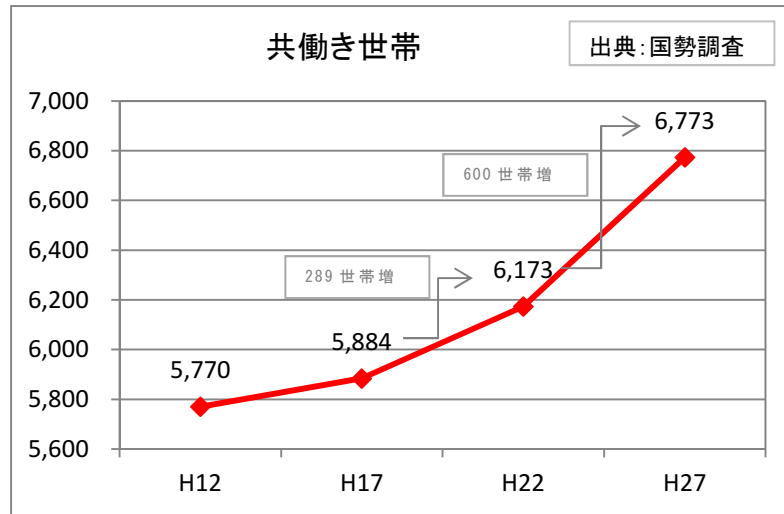
【太宰府市の家族形態の推移】

核家族世帯、単独世帯が増加し、高齢世帯も「夫婦のみ」又は単身世帯が増加しています。一方で核家族以外の世帯数は減少しています。



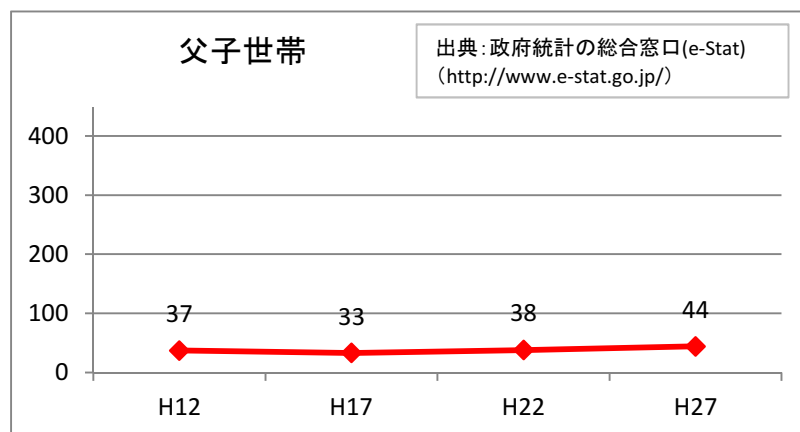
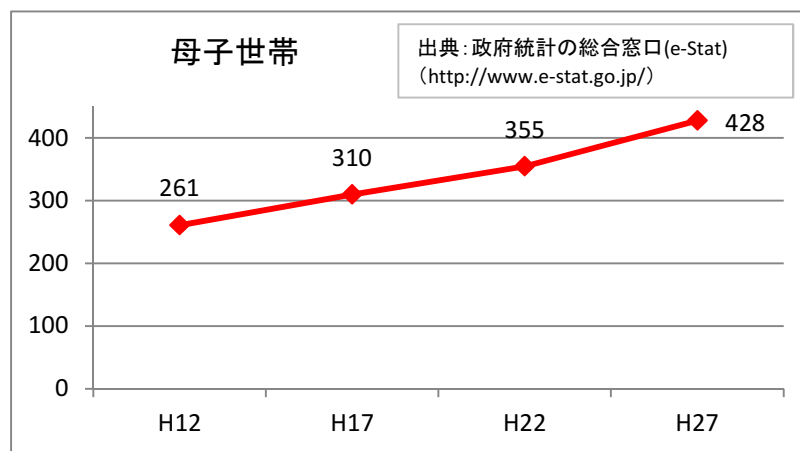
【太宰府市の共働き世帯数の推移】

共働き世帯の数は、平成17年から平成22年の5年間では、289世帯増、平成22年から平成27年までの5年間では600世帯増と約2倍増となっています。



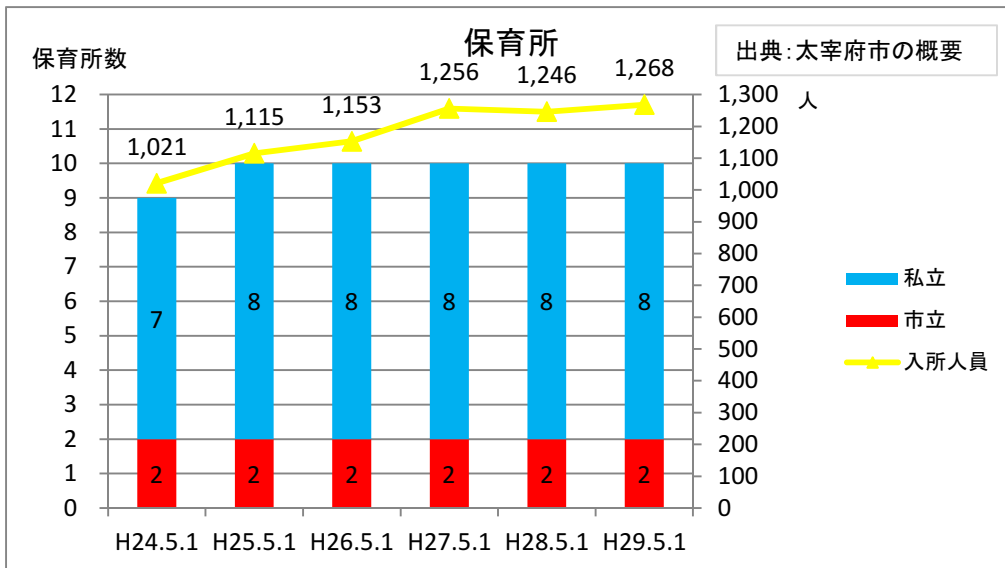
【太宰府市のひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移】

ひとり親世帯は、母子世帯の方が多い状況ですが、父子世帯も微増傾向にあります。

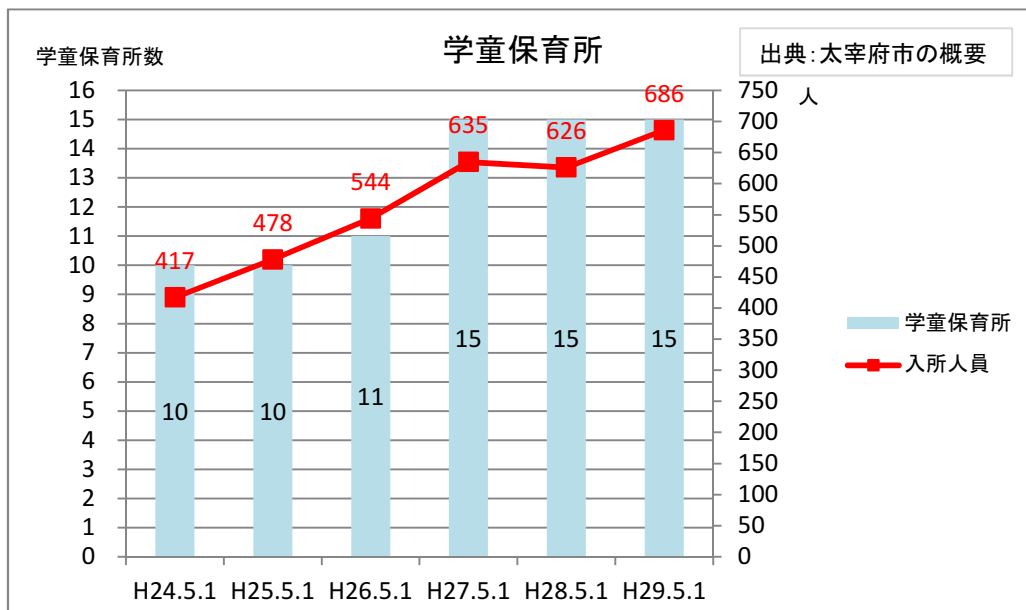


【太宰府市保育所・学童保育所利用者数の推移】

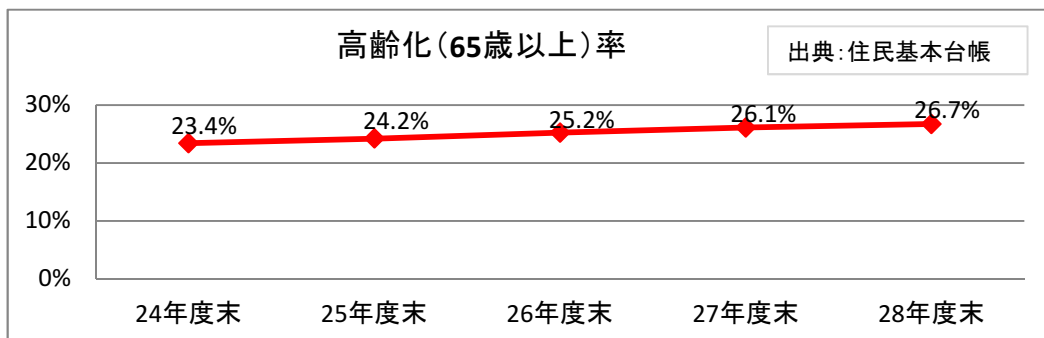
市内の認可保育所は市立、私立を合わせて10ヶ所あります。



学童保育所は市内の7小学校に15ヶ所あり、対象児童は小学1年生から6年生までです。



【太宰府市の高齢化率】



3. 中間年における成果と課題

平成25年度に策定した「第2次男女共同参画プラン」では、人々の意識づくりやあらゆる分野における男女共同参画の促進、並びに男女が互いに人権を尊重しあう社会づくりを基本目標に据え、取組を進めてまいりました。以下のとおり、中間年における成果と課題を目標ごとに検証しました。

●目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

特に男女共同参画社会を実現する上で、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識が大きな課題であることを踏まえ、親しみやすく分かりやすい啓発を念頭に、男女共同参画市民フォーラムの充実や街頭啓発・パネル展の実施、男女共同参画推進シンボルマークの市民公募などを新たに取り組むことで市民の固定的役割分担意識の解消は一定の成果が表れています。

しかし、男女の地位の平等感を高めることや、男性や若者世代などへ対象をしばった男女共同参画の理解促進については、今後も力を入れていくべき課題として捉えています。

●目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

あらゆる分野における男女共同参画の促進については、市の審議会等へ女性委員の登用を図るとともに、市の管理職への女性の登用拡大にむけて取り組みました。また、市民への理解促進のために、「男女（だれも）が輝く未来へ☆だざいふリアルトーク会」を開催し、市民交流型事業に新たに取り組みました。世代や性別を超えた理解は、女性の参画拡大を進める風土を生むことから、今後も積極的に取組を続けることが課題です。また、これまで多くの地域活動は女性が担ってきた状況がありますが、意思決定を行う会長等の役職者に女性の関わりが少ないという現状もあることから、これからの地域活動の担い手や平常時からの防災体制の側面からも多様な人が参画していくことの理解を深め、実践していくことが課題です。

●目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女の人権を尊重し互いを認め合うことは、男女共同参画社会を形成する上での基盤であるにもかかわらず、配偶者等からの暴力の相談件数は全国的にも増加傾向にあります。このような状況を受けて、本市としても、庁内に「DV被害者支援関係課連絡会議」を設置し、関係部署や他の相談機関と連携を取りながら被害者の支援にあたりるとともに、街頭啓発などのあらゆる機会を活用して相談機関の周知を図ってまいりました。

相談機関を知っている人の割合が増えたことは周知の成果が出ていますが、実際に相談した人の割合は増えていない現状があります。相談を必要とする人は潜在化していることが予想されることから、今後は相談に一步踏み出せるような広報活動を充実させていくことが必要です。また、DVを未然に防止するためには若年層から予防の取組を行い、暴力を許さない環境づくりを強化していく必要があります。

●各目標の実績比較

前期プランの目標		前期プランの指標	平成29年度目標	平成28年度実績	結果	平成24年度実績 (前期プラン策定時の値)	
目標1	男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	1	男女の地位について「平等になっている」と感じている市民の割合	40%	13.8%	↓	13.9%
		2	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	65%	66.1%	↑	42.6%
目標2	促進 あらゆる分野における男女共同参画の	1	審議会等における女性委員の登用率	40%	28.8%	↑	25.1%
		2	市の管理職における女性の割合	15%	12.8%	↑	11.4%
		3	地域活動・社会活動の場で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合	50%	—	—	34.1%
目標3	しあう社会づくり 男女が互いの人権を尊重	1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40%	63.0%	↓	61.3%
		2	DV相談窓口「ちくし女性ホットライン」を知っている女性の割合	50%	47.1%	↑	34.7%

※平成28年度実績

平成28年度まちづくり市民意識調査

調査期間：平成29年2月11日～24日

調査対象：太宰府市内に居住する18歳以上の市民1,000人

回収状況：533人（53.3%）うち有効回収数529人

*目標3-2については「DV相談機関があることを知っている・知らない」に設問変更

※平成24年度実績

男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査

調査期間：平成24年7月20日～8月6日

調査対象：太宰府市在住の20歳以上の市民2,000人

回収状況：821人（41.1%）

※目標2-1及び2-2は人権政策課、総務課調べ

●プランの推進体制

本市の推進体制においては「太宰府市男女共同参画推進本部」や「太宰府市男女共同参画審議会」において、第2次男女共同参画プランの進捗管理を行ってまいりました。

特に拠点施設であるルミナスを、平成28年度に女性センター（働く婦人の家）から男女共同参画推進センターへ用途を変更したことは、本市の男女共同参画をさらに前進させ、広く市民へ男女共同参画の重要性をPRする意義ある機会になったといえます。これを機に、公式ホームページを開設して、啓発や情報発信に活用するとともに、市民の利便性の向上も図りました。

利用者の傾向としては、前身が女性センターであったことから、約7割が18歳以上の女性であり、年齢層では約6割が40代以上となっています。

今後は、職業生活と家庭生活の両立や家事育児支援をテーマとした主催講座等に男性や若者世代の観点を取り入れ、呼び込んでいくことが課題です。その他の主催講座等についても集客性を考慮した参加しやすい事業を企画する一方で、男女共同参画の意識を高め、学びを深めるセミナーや女性の就労に活かせる資格取得講座等、男女共同参画の観点から、狙いを明確にした事業展開と情報発信を行い、利用者を増加させていく必要があります。

諸団体の活動については、登録団体制度を整備し、ルミナスへの積極的な関わりを求めています。団体同士の交流支援や新たな活動の掘り起こしを行うことも、推進センターの機能として求められています。

また、DVに関して「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合は増加していることから、平成29年度よりルミナス相談室を設け、男女共同参画の拠点施設としての機能の充実を図りました。

このように第2次男女共同参画プランの中間年において明らかになった成果と課題を踏まえ、継続した実効性ある取組を進めていく必要があります。



※登録団体制度

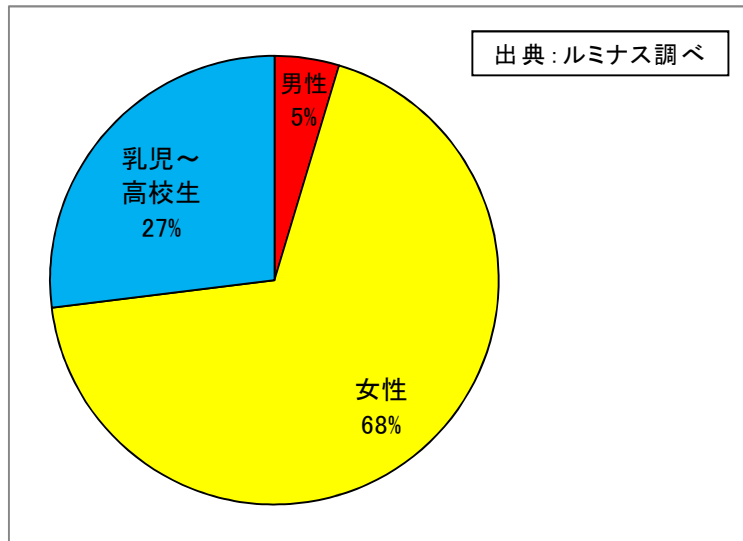
ルミナスの定期利用団体であり、市又はルミナスが主催する男女共同参画事業に参画することを主な要件としている。

●ルミナス利用状況（平成28年度）

（属性）

男性	女性	18歳未満	計(人)
983	14,450	5,697	21,130
5%	68%	27%	

※男性及び女性は18歳以上。



（年齢）

19歳以下	20～39歳	40～59歳	60歳以上	計(人)
5,801	2,002	4,874	8,453	21,130
27%	10%	23%	40%	

